

(3)届出の手順

景観形成一般区域及び景観重点区域（準景観地区を除く）においては、建築物や工作物を新しく建てたり、建て替えたりする場合などに景観形成基準が守られているかどうかを確認するため、届出の手続きが必要であり、以下の流れであらかじめ審査します。

ただし、いきなり審査となるのではなく、審査の前には、事前協議を行い、基本設計や実施設計の段階で事前相談も受け付けます。

